

第39回バトントワーリング関西大会

<実施規定>

1. 参加資格 [(1)～(4)の要件をひとつでも満たしていない場合は参加不可とする。]

- (1) 2017年9月1日現在、一般社団法人日本バトン協会に構成員登録が完了していること。
- (2) 府県協会より推薦されていること。
- (3) 2017年9月14日(木)までに下記の手続きを終えていること。
 - ① 参加申込書の提出及び参加費の納入
 団体参加費1チーム10,800円 + 個人参加費 1構成員(補欠2名を含む) 540円
 - ② 出場メンバー登録書の提出
 - ア) 出場メンバーとは、当日演技フロアに入場し演技する者であること。
 - イ) 出場メンバー数は、申請した人数内であること。
 - ウ) 補欠として2名までおくことができる。
 - エ) 出場メンバーの変更は登録補欠メンバーであること。
- (4) 音楽著作権に関する情報の提出(11、著作権についてを参照)
- (5) 全国選考の部は1登録団体1チーム、1人1回の参加とする。
関西大会の部は1登録団体の複数チーム、1構成員の複数チーム参加を可とする。

2. 構成と編成

- (1) 部門
 - ① 全国大会選考の部は全出場団体に金賞・銀賞・銅賞のいずれかが授与され、選出された団体は関西代表として全国大会に推薦される。
 - ② 関西大会の部は全出場団体に金賞・銀賞・銅賞のいずれかが授与される。
- (2) 構成・編成

全国大会選考の部

		構成	手具編成	人数
学校部門	小学校の部	① 単一団体加盟登録の小学校構成 ② 複数の団体加盟登録による合同小学校構成	<バトン編成> 1人1本のレギュラーバトンを使用のこと 但し、演技において複数本の使用可 器物・特殊効果の使用は不可 <ポンポン編成>	4名以上とする
	中学校の部	① 単一団体加盟登録の中学校構成 ② 複数の団体加盟登録による合同中学校構成	1人1組(2個)のポンポンを使用し、ポンポン演技を主とした編成 レギュラーバトンの使用可 器物・特殊効果の使用は不可	
	高等学校の部	① 単一団体加盟登録の高等学校構成 ② 同一学校法人による中等高等学校の団体加盟登録の学校構成 ③ 複数の団体加盟登録による合同高等学校構成	<バトン編成> 1人1本のレギュラーバトンを使用のこと 但し、演技において複数本の使用可 器物・特殊効果の使用は不可 <ポンポン編成> 1人1組(2個)のポンポンを使用し、ポンポン演技を主とした編成	
	大学の部	① 単一団体加盟登録の大学構成 ② 複数の団体加盟登録による合同大学構成	レギュラーバトンの使用可 器物・特殊効果の使用は不可	

一般部門	U 12	①年齢に区分の無い単一加盟登録の団体に6才以上12才以下のみの出場メンバーによる団体	<バトン編成> 1人1本のレギュラーバトンを使用のこと 但し、演技において複数本の使用可 器物・特殊効果の使用は不可 <ペップアーツ編成> 2種類以上の手具を使用し、ペップアーツ演技を主体とした編成 レギュラーバトンの使用可。但し、ペップアーツ演技を主とした編成 器物の使用可、特殊効果の使用不可	4名以上とする
	U 15	①年齢に区分の無い単一加盟登録の団体に6才以上15才以下のみの出場メンバーによる団体		
	U 18	①年齢に区分の無い単一加盟登録の団体に6才以上18才以下のみの構成メンバーによる団体		
	O P E N	①年齢に区分の無い単一加盟登録の団体に6才以上の出場メンバーによる団体		

※2018年4月1日までに繰り上がる年齢

関西大会の部

	構成	手具編成	人数編成
小学生以下の部	小学生以下の構成員	<バトン編成> 1人1本のレギュラーバトンを使用のこと 但し、演技において複数本の使用可 器物・特殊効果の使用は不可	3名以上とする
中学生以下の部	中学生以下の構成員	<ポンポン編成> 1人1組(2個)のポンポンを使用し、ポンポン演技を主とした編成 レギュラーバトンの使用可 器物・特殊効果の使用は不可	
高校生以下の部	高校生以下の構成員	<ペップアーツ編成> 2種類以上の手具を使用し、ペップアーツ演技を主体とした編成 レギュラーバトンの使用可。但し、ペップアーツ演技を主とした編成 器物の使用可、特殊効果の使用不可	
一般の部	構成員(年齢区分を設けない)		

※1登録団体の複数チーム、1構成員の複数チーム参加を可とする。

3. 演 技

(1) 演技フロア

- ① 演技フロアは縦25m・横30mとする。
- ② 演技フロアの入場は出場メンバーのみとする。

(2) 入退場

- ① 演技フロアへの入場は実行委員会の指定した入場口を使用し入場ゲートより入場し、退場ラインを通過して退場口より退場すること。
 - ア) 出場メンバーは合図に従い、速やかに入場すること。
 - イ) 入場ゲートの再入場・追加入場は禁止する。
 - ウ) 退場ラインより退場後は、速やかに退場口より退出すること。
 - ※正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する。

(3) 計 時

	全国大会選考の部 学校部門			
	小学校の部	中学校の部	高等学校の部	大学の部
	全国大会選考の部 一般部門			
	U-12	U-15	U-18	OPEN
	関西大会の部			
	小学生以下の部	中学生以下の部	高校生以下の部	一般の部
演技時間	①4分以内とする。 ②入場の合図をした時点から全ての出場メンバーが退場ラインを通過した時点までとする。		①4分30秒以内とする。 ②入場の合図をした時点から全ての出場メンバーが退場ラインを通過した時点までとする。	
審査時間 (演技時間内とする)	①3分以内とする。但し、過分5秒以内は審査時間とする。 ②使用曲の第1音から最終音までとする。		①3分30秒以内とする。過分5秒以内は審査時間とする。 ②使用曲の第1音から最終音までとする。	

※登録引率者が使用曲開始の合図を音響にすること。

4. 器 物 (全国大会選考の部一般部門ペップアーツ編成・関西大会の部ペップアーツ編成のみ)

「器 物」とは、バトン・ポンポン・手具・ユニフォーム類のどれにも属さず、作品の演出効果の為に用いる物を総称して器物とする。

「手 具」とは、バトン・ポンポンを含め演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いて演技するものを手具とする。

「特殊効果」の使用は禁止する。

- ① 手具・器物の搬入搬出は、バトンを含め安全かつ迅速に行い、責任を持って搬入搬出をすること。
※搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことでなく、会場への入館から退館までの全行程をいう。
※搬入搬出は指定した通路を使用し、全ての出場メンバー(手具・器物を含む)は定められた場所で待機すること。
※待機エリア・ウォーミングアップエリア及び入退場口については実行委員会が指定する。
- ② 器物の大きさは、次に示す規格内の大きさとし事前に審査委員長に申請すること。
規 格：1m80cm・1m20cm・1m50cm以内の立方体
重 量：フロア内を一人で持ち運びできる範囲内
※器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
※演技フロア内を複数の人数で一つの器物を持ち運んでも良い。
※布は器物であるが規格重量ともに制限を設けない。
- ③ 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をし、フラッグ等に用いる場合は原形の使用は禁止する。

5. 演技使用曲

使用曲は、複製したCD(エントリーNoと団体名を記入)を参加団体代表者会議(2017年10月16日)に持参し提出すること。

大会当日、登録引率者1名は出場3団体前までに演出部音響席に来て、作動及び停止の合図を行うこと。尚、作動合図は「スタート」停止合図は「ストップ」の言葉を使用すること。

※念の為、大会当日も使用曲の入った予備CDを持参すること。

6. 審査員・審判員

- ① 審査員の人数は5名、審判員は2名以内とする。
- ② 審査員は内容、実施、全体的効果に関する事項を総合的に審査する。
- ③ 審判員は規定に反した場合、警告をする。

7. 成績

- ① 審査は各審査員が100点にて採点し得点とする。
- ② 成績は全審査員の得点の最高点と最低点をカットした平均点とする。

8. 表彰

成績により金賞、銀賞、銅賞の各賞を授与する。

金賞 85点以上 銀賞 70点以上85点未満 銅賞 70点未満

9. 全国大会推薦方法

- ①得点の席次点の最高点と最低点をカットした合計により推薦する。
- ②席次点が同点の場合は下記の順序により推薦する。
 - ア) 全審査員の席次点合計
 - イ) 得点の最高点と最低点をカットした合計点
 - ウ) 全審査員の点数合計

全国大会推薦枠

学校部門

小学校		中学校		高等学校		大 学		合 計		自由枠
バトン	ポンポン	バトン	ポンポン	バトン	ポンポン	バトン	ポンポン	バトン	ポンポン	
2	0	2	0	5	1	3	0	12	1	1

一般部門

U12		U15		U18		OPEN		合 計		自由枠
バトン	ペップアーツ	バトン	ペップアーツ	バトン	ペップアーツ	バトン	ペップアーツ	バトン	ペップアーツ	
3	1	2	1	2	2	3	1	10	5	1

- ① 自由枠は、支部大会の実情に合わせ、各編成枠数以外に使用することが出来る。
- ② 未就学児童の出場については別枠とする。
- ③ 上記出場枠の他に、一般社団法人日本バトン協会が必要と認めた場合は出場を許可することがある。

10. 罰 則

(1) 参加不可

- ① 『1. 参加資格(1)～(4)』規定に反した場合は、参加資格を失うこともある。

(2) 警 告

- ① 『2. 構成と編成』規定に反した場合。
- ② 『3. 演技』規定に反した場合。
- ③ 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。
- ④ 非社会的な行為、大会主旨に反する行為があった場合。

*上記に該当した団体は、実行委員長より警告書を提示する。

(3) 注 意

- ① 『1 2. その他』規定に反した場合。
- ② 他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。
- ③ 演技中に危険な行為があった場合。

*上記に該当した団体は、実行委員長より注意書を提示する。

11. 著作権について

大会参加における著作権は著作権法に基づきこれを遵守すること。

音楽著作権使用許諾のある曲以外（自作曲を除く）は使用できません。

<音楽著作権使用許諾>

(1) 申請について

使用曲には音楽著作権使用許諾の申請が必要です。

①使用曲の音源（全曲）については、各団体の責任において直接版權を持っている出版元に音楽使用許諾を行って下さい。複数の曲を使用する場合は使用曲全部の申請が必要です。

②許諾が下りるまでに日数がかかる場合がありますので注意してください。

③自作曲の場合は、適用除外となります。

著作権は著作者の死後50年を経ると消滅する事が原則ですが、著作者の著作権の有無はJASRAC（日本音楽著作権協会）の団体管轄支部に直接お問い合わせください。（使用料等の金額並びに支払方法を提示される事があります。）

大会で使用した曲について万が一版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

(2) 提出書類について

①「使用許諾証明書類(書式9(1))」の提出

一括で申請することは可能ですが府県大会、支部大会、全国大会と各々の大会別に許諾が必要です。使用許諾の状況により、下記の添付書類の提出が必要です。

①条件なしで許諾された

版元より出される確認書の写しまたは各団体で作成した確認書を添付

②条件ありで許諾された（無料）

版元より出される許諾を証明する書類の写しを添付

③条件ありで許諾された（有料）

版元より出される許諾を証明する書類の写し及び領収書・振込控等（コピー可）を添付

④許諾の必要がない（自作曲等）

書類添付の必要なし

尚、「各団体で作成した確認書」又は「版權を所有している団体で公式の許諾用書式がない場合」には以下を明記の上作成し提出してください。

- ・版權所有の正式団体名
- ・住所
- ・電話番号／メールアドレス
- ・担当者名
- ・許諾に関する対応をされた期日

②「演奏利用明細書」は関西大会開催事務局で取り扱います。必要事項を記入し提出してください。

③「録音利用明細書」については、府県大会において申請してください。

関西大会事務局では取り扱いません。

12. その他

(1) 大会参加に要する経費は、参加団体の負担とする。

(2) 納入された参加費は、返却しない。

(3) 出場メンバー数の変更が有る場合は、当日代表者受付にて出場メンバー変更届を提出すること。

(4) 登録申請人数内であれば減ることは認める。

(5) 参加団体は、代表者1名が「団体代表者会議」に出席すること。

(6) 出場順は実行委員会で抽選し決定する。